

資料 5

最低賃金の現状

資料 5—1 最低賃金制度

資料 5—1—1 最低賃金制度の概要

資料 5—1—2 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

資料 5—1—3 平成 18 年度地域別最低賃金額改定状況

資料 5—2 低賃金雇用者の分布状況

（一般労働者、パートタイム労働者）

資料 5—3 地域別最低賃金の改定

資料 5—3—1 最近の地域別最低賃金額の改定の流れ

資料 5—3—2 地域別最低賃金額改定の目安の推移

資料 5—4 最低賃金法改正法案の概要

資料 5—5 生活保護制度の概要

資料 5—6 高卒初任給の水準

資料 5—7 平均賃金に対する割合の推移

資料 5—8 諸外国の状況

資料 5—8—1 主要先進国の最低賃金

資料 5—8—2 最低賃金の水準

資料 5—8—3 最低賃金引き上げの影響

最低賃金制度の概要

1 制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。（障害者や試用期間中の者等は一部適用除外。）

2 最低賃金の種類

(1) 「審議会方式」に基づく最低賃金

①地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず、すべての労働者及び使用者に適用。

(設定件数47件、適用労働者数約5,000万人、加重平均時間額673円)

②産業別最低賃金

原則、都道府県内の特定の産業について決定。

現在の産業別最低賃金は、関係労使の申出により、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて設定。

〔主な設定産業：電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、各種商品小売業、
一般機械器具製造業、鉄鋼業等〕

(設定件数250件、適用労働者数約402万人、加重平均時間額766円)

(2) 「労働協約拡張方式」に基づく最低賃金

労使の大部分に適用される労働協約を、アウトサイダーも含めて適用する最低賃金として決定。

(設定件数2件、適用労働者数約500人、加重平均時間額868円)

3 最低賃金の決定基準

①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定。

4 最低賃金額の改定

地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

原則、産業別最低賃金は、労使の申出に基づき地方最低賃金審議会が必要と認めた場合に、地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

5 最低賃金の効力

(1) 刑事的効力

最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合には、2万円以下の罰金。

(2) 民事的効力

最低賃金額に達しない賃金を定める労働契約は無効とされ、無効とされた部分は、最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。

地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	最低賃金額(円)	対前年度引上げ額(円)
昭和53年度	315	—
54年度	334	19
55年度	357	23
56年度	379	22
57年度	399	20
58年度	411	12
59年度	423	12
60年度	438	15
61年度	451	13
62年度	461	10
63年度	474	13
平成元年度	492	18
2年度	516	24
3年度	541	25
4年度	565	24
5年度	583	18
6年度	597	14
7年度	611	14
8年度	623	12
9年度	637	14
10年度	649	12
11年度	654	5
12年度	659	5
13年度	663	4
14年度	663	0
15年度	664	1
16年度	665	1
17年度	668	3
18年度	673	5

(資料出所)厚生労働省資料

平成18年度地域別最低賃金額改定状況

都道府県名	平成18年度最低賃金時間額 【単位：円】	発効年月日
北海道	644	平成18年10月1日
青森	610	平成18年10月1日
岩手	610	平成18年10月1日
宮城	628	平成18年10月1日
秋田	610	平成18年10月1日
山形	613	平成18年10月1日
福島	618	平成18年10月1日
茨城	655	平成18年10月1日
栃木	657	平成18年10月1日
群馬	654	平成18年10月1日
埼玉	687	平成18年10月1日
千葉	687	平成18年10月1日
東京	719	平成18年10月1日
神奈川	717	平成18年10月1日
新潟	648	平成18年9月30日
富山	652	平成18年10月1日
石川	652	平成18年10月1日
福井	649	平成18年10月1日
山梨	655	平成18年10月1日
長野	655	平成18年10月1日
岐阜	675	平成18年10月1日
静岡	682	平成18年10月1日
愛知	694	平成18年10月1日
三重	675	平成18年10月1日
滋賀	662	平成18年10月1日
京都	686	平成18年10月1日
大阪	712	平成18年9月30日
兵庫	683	平成18年9月30日
奈良	656	平成18年10月1日
和歌山	652	平成18年10月1日
鳥取	614	平成18年10月1日
島根	614	平成18年10月1日
岡山	648	平成18年10月1日
広島	654	平成18年10月1日
山口	646	平成18年10月1日
徳島	617	平成18年10月1日
香川	629	平成18年10月1日
愛媛	616	平成18年10月1日
高知	615	平成18年10月1日
福岡	652	平成18年10月1日
佐賀	611	平成18年10月1日
長崎	611	平成18年10月1日
熊本	612	平成18年10月1日
大分	613	平成18年10月1日
宮崎	611	平成18年10月1日
鹿児島	611	平成18年10月1日
沖縄	610	平成18年10月1日
全国加重平均額	673	—

低賃金雇用者の分布状況

(一般労働者)

	地域別最低賃金額未滿		地域別最賃額×105%未滿		地域別最賃額×110%未滿		地域別最賃額×115%未滿		復元後の 全体の人数
	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
北海道	7,455	0.8	16,039	1.7	31,942	3.4	45,533	4.8	942,567
青森	3,869	1.6	10,399	4.4	16,568	7.0	21,926	9.2	237,794
岩手	3,060	1.1	8,223	2.9	12,378	4.3	17,906	6.3	285,541
宮城	2,017	0.5	4,115	1.0	6,740	1.6	11,864	2.8	421,323
秋田	1,883	0.9	4,795	2.2	7,240	3.4	10,679	5.0	215,175
山形	1,060	0.5	3,301	1.4	5,471	2.3	8,224	3.5	234,780
福島	2,994	0.8	5,208	1.4	8,538	2.3	13,199	3.6	369,761
茨城	2,715	0.6	4,075	0.8	6,405	1.3	9,179	1.9	487,111
栃木	2,670	0.7	4,161	1.1	7,156	1.9	9,271	2.5	370,252
群馬	1,398	0.4	2,600	0.8	3,924	1.2	5,525	1.7	327,431
埼玉	6,182	0.8	7,605	0.9	10,444	1.3	14,614	1.8	813,708
千葉	3,785	0.6	6,018	0.9	8,023	1.2	10,200	1.6	653,470
東京	20,015	0.5	23,348	0.6	28,011	0.7	39,195	1.0	3,797,484
神奈川	5,756	0.5	7,661	0.7	10,910	0.9	15,019	1.3	1,169,851
新潟	3,436	0.7	6,490	1.3	11,180	2.3	17,106	3.5	492,415
富山	1,094	0.5	2,242	1.0	3,601	1.6	4,971	2.2	227,049
石川	1,774	0.8	3,097	1.4	4,463	2.0	6,627	2.9	225,168
福井	580	0.3	1,504	0.9	2,840	1.6	3,955	2.3	174,427
山梨	701	0.5	1,098	0.8	1,901	1.4	2,537	1.9	131,359
長野	2,260	0.6	3,947	1.0	6,232	1.6	9,857	2.6	379,293
岐阜	3,302	0.9	5,315	1.5	7,847	2.2	11,737	3.3	355,926
静岡	3,743	0.5	7,333	1.0	11,164	1.5	18,275	2.4	763,355
愛知	6,432	0.4	10,528	0.7	15,363	1.0	21,161	1.3	1,611,116
三重	4,070	1.3	6,863	2.2	8,967	2.9	11,582	3.7	310,424
滋賀	963	0.5	1,192	0.6	1,764	0.9	2,762	1.4	198,290
京都	2,918	0.9	4,114	1.2	5,294	1.6	7,566	2.2	340,048
大阪	7,547	0.4	13,658	0.8	20,683	1.2	28,997	1.7	1,750,739
兵庫	6,765	0.9	10,616	1.4	14,211	1.8	18,633	2.4	783,804
奈良	1,269	1.0	1,563	1.2	2,332	1.8	3,357	2.5	133,159
和歌山	1,017	0.9	1,439	1.2	2,086	1.8	3,449	2.9	118,400
鳥取	257	0.3	604	0.6	1,254	1.2	2,171	2.1	101,806
島根	1,167	0.9	1,834	1.4	2,540	2.0	3,784	2.9	129,127
岡山	1,601	0.5	4,061	1.2	6,826	2.0	9,591	2.8	348,624
広島	2,668	0.5	5,875	1.1	8,714	1.6	11,322	2.1	549,991
山口	2,039	0.8	3,752	1.5	6,192	2.5	8,060	3.2	251,695
徳島	936	0.8	1,466	1.3	2,165	1.9	2,762	2.4	113,583
香川	403	0.2	1,127	0.6	2,137	1.1	3,454	1.8	190,996
愛媛	1,104	0.5	2,593	1.1	3,497	1.5	4,737	2.0	240,767
高知	774	0.8	1,518	1.6	2,592	2.7	3,531	3.6	97,295
福岡	5,871	0.7	10,178	1.1	16,017	1.8	22,705	2.5	898,154
佐賀	1,163	0.8	2,633	1.7	4,013	2.6	5,930	3.8	155,000
長崎	2,654	1.3	4,641	2.2	8,040	3.8	11,804	5.6	210,808
熊本	2,713	1.0	5,596	2.1	8,481	3.1	12,172	4.5	270,912
大分	3,920	1.9	6,638	3.3	8,825	4.4	11,592	5.8	201,574
宮崎	4,053	2.1	6,239	3.2	9,166	4.7	13,147	6.8	193,318
鹿児島	2,694	1.0	4,975	1.8	9,541	3.5	15,032	5.5	272,701
沖縄	3,870	2.2	7,691	4.4	12,303	7.0	15,789	9.0	175,498
全国	150,617	0.7	259,968	1.1	395,981	1.7	562,489	2.5	22,723,069

(パートタイム労働者)

	地域別最低賃金額未滿		地域別最賃額×105%未滿		地域別最賃額×110%未滿		地域別最賃額×115%未滿		復元後の 全体の人数
	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	雇用者数 (人)	全体に占める 割合(%)	
北海道	13,969	6.3	54,448	24.7	84,926	38.5	108,620	49.5	220,557
青森	2,016	5.0	6,964	17.2	11,695	28.9	14,638	36.1	40,533
岩手	1,902	4.2	5,281	11.8	9,649	21.6	15,773	35.2	44,773
宮城	1,321	1.7	4,425	5.7	10,452	13.5	19,329	25.0	77,228
秋田	1,791	4.9	4,122	11.3	7,054	19.3	10,176	27.8	36,623
山形	801	2.8	2,236	7.7	3,357	11.6	5,383	18.5	29,050
福島	1,781	2.7	5,328	8.2	12,210	18.8	21,922	33.7	65,091
茨城	3,035	2.8	5,989	5.6	15,977	14.8	25,950	24.1	107,708
栃木	2,158	2.7	7,224	8.9	16,460	20.3	23,534	29.0	81,044
群馬	1,341	1.9	3,622	5.1	8,683	12.2	14,827	20.9	70,998
埼玉	7,671	2.3	23,947	7.0	49,417	14.5	95,790	28.1	340,815
千葉	4,361	1.8	11,984	5.0	17,374	7.3	47,617	20.1	237,421
東京	10,847	2.0	19,505	3.6	36,339	6.7	80,905	14.9	541,357
神奈川	10,382	2.9	20,561	5.7	46,473	12.8	95,783	26.4	362,630
新潟	1,848	2.4	6,251	8.1	13,614	17.7	20,196	26.3	76,820
富山	630	1.9	1,844	5.6	3,305	10.1	6,379	19.4	32,878
石川	1,242	3.1	2,755	6.9	4,888	12.3	8,508	21.3	39,873
福井	288	1.0	1,404	5.0	3,668	13.0	5,442	19.4	28,116
山梨	517	2.0	917	3.5	2,410	9.2	3,777	14.4	26,311
長野	739	1.0	2,801	3.9	7,913	11.2	12,332	17.4	70,912
岐阜	3,084	3.2	9,890	10.4	19,683	20.7	31,671	33.4	94,933
静岡	3,459	2.1	12,980	8.0	29,250	18.0	48,047	29.6	162,412
愛知	8,293	2.3	37,000	10.3	57,747	16.1	96,362	26.8	359,167
三重	1,779	2.2	5,847	7.2	11,148	13.6	19,925	24.4	81,712
滋賀	781	1.8	1,286	2.9	4,049	9.1	7,286	16.4	44,506
京都	1,785	2.3	5,237	6.9	8,432	11.0	14,064	18.4	76,404
大阪	7,838	2.8	26,104	9.2	53,544	18.8	91,551	32.2	284,632
兵庫	4,627	2.5	14,046	7.5	25,660	13.7	40,950	21.9	187,204
奈良	1,761	3.7	3,584	7.6	6,993	14.9	11,995	25.5	46,993
和歌山	1,017	3.7	2,198	8.0	3,980	14.6	6,651	24.4	27,311
鳥取	419	2.2	858	4.6	1,403	7.5	2,978	15.8	18,803
島根	660	2.7	2,348	9.5	3,651	14.7	6,745	27.2	24,794
岡山	2,551	4.0	5,387	8.5	11,967	18.9	17,802	28.1	63,394
広島	5,019	4.1	11,794	9.6	25,409	20.6	37,938	30.8	123,232
山口	6,049	9.8	14,621	23.6	22,391	36.2	29,042	47.0	61,850
徳島	365	2.6	722	5.2	1,192	8.6	2,314	16.7	13,896
香川	169	0.5	952	2.7	1,769	5.1	6,287	18.0	34,840
愛媛	1,128	2.3	3,383	6.9	7,953	16.3	15,291	31.4	48,717
高知	661	4.0	1,744	10.6	3,109	18.8	4,815	29.2	16,507
福岡	8,147	4.2	32,025	16.5	62,852	32.4	86,382	44.6	193,797
佐賀	833	2.1	4,043	10.4	11,305	29.0	15,631	40.1	38,954
長崎	2,233	5.0	7,050	15.7	12,321	27.5	17,156	38.3	44,802
熊本	2,114	3.5	7,956	13.2	15,366	25.5	22,277	36.9	60,310
大分	1,646	6.5	3,884	15.3	8,002	31.5	11,398	44.9	25,409
宮崎	2,042	5.5	4,793	13.0	9,176	24.9	11,879	32.3	36,794
鹿児島	1,751	3.1	7,193	12.7	14,578	25.7	23,393	41.3	56,649
沖縄	4,025	9.2	13,992	31.8	22,257	50.6	26,050	59.2	43,984
全国	142,876	3.0	432,525	9.0	821,051	17.1	1,342,761	28.0	4,802,744

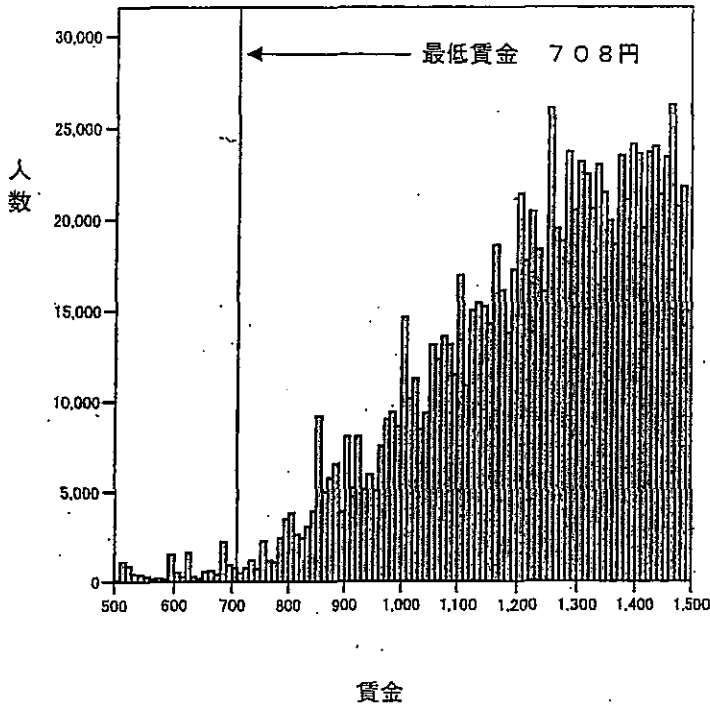
資料出所：平成15年賃金構造基本統計調査特別集計（労働政策・研究研修機構）

（注）パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

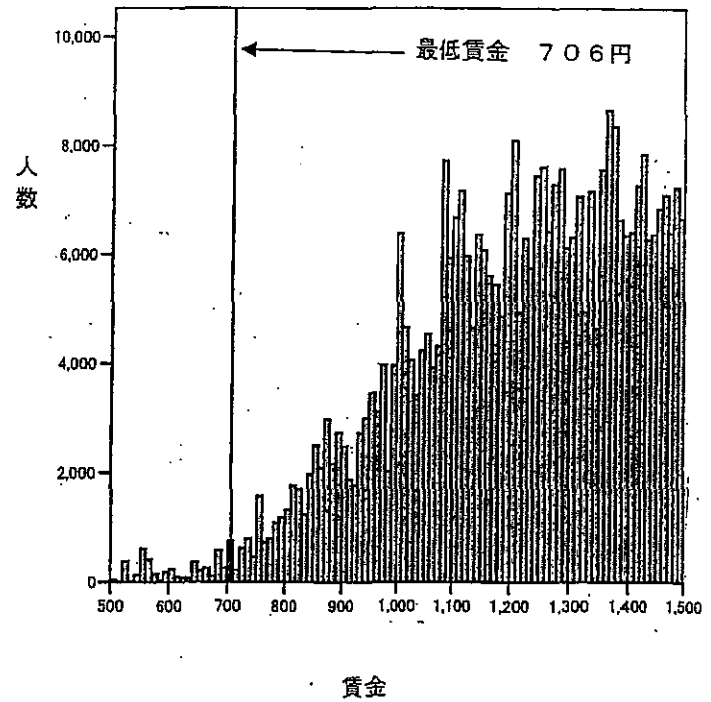
一般労働者の賃金分布

主な都道府県

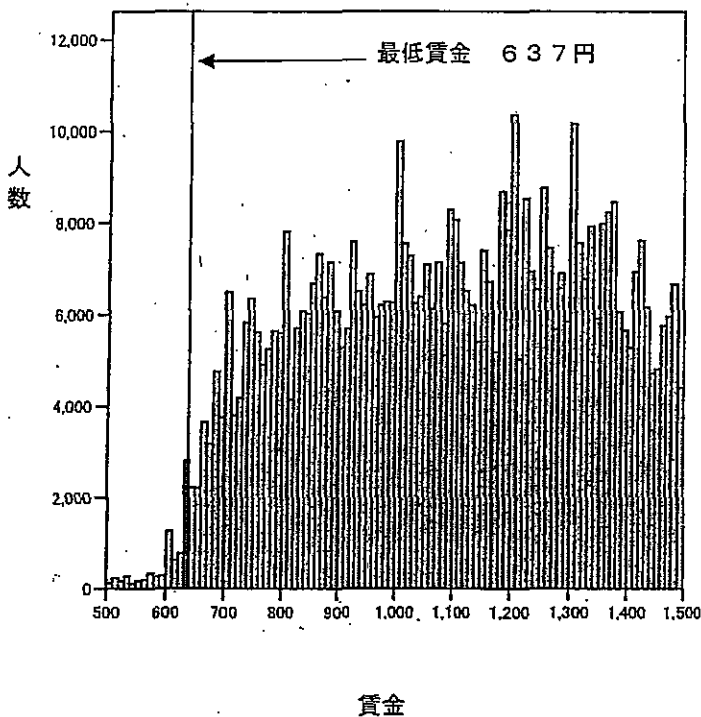
東京



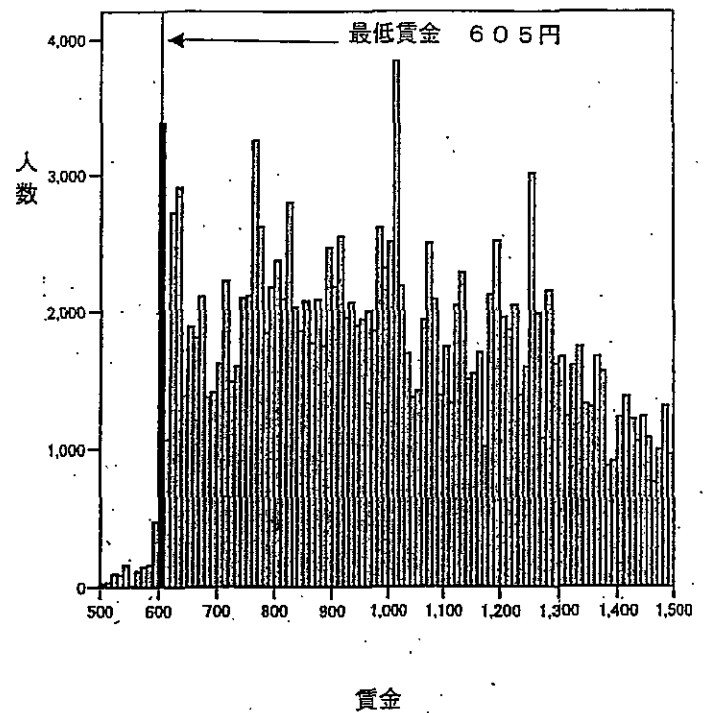
神奈川



北海道



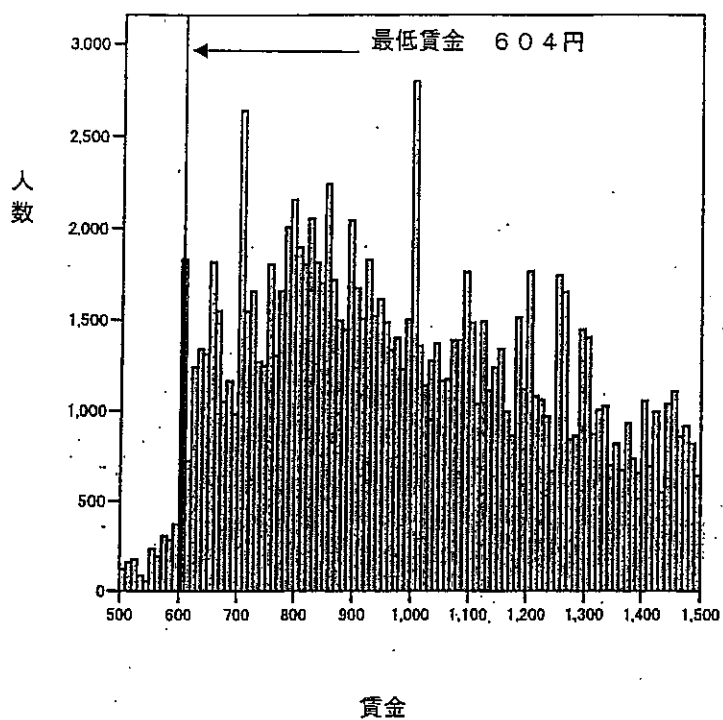
青森



注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。

(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 (独) 労働政策研究・研修機構

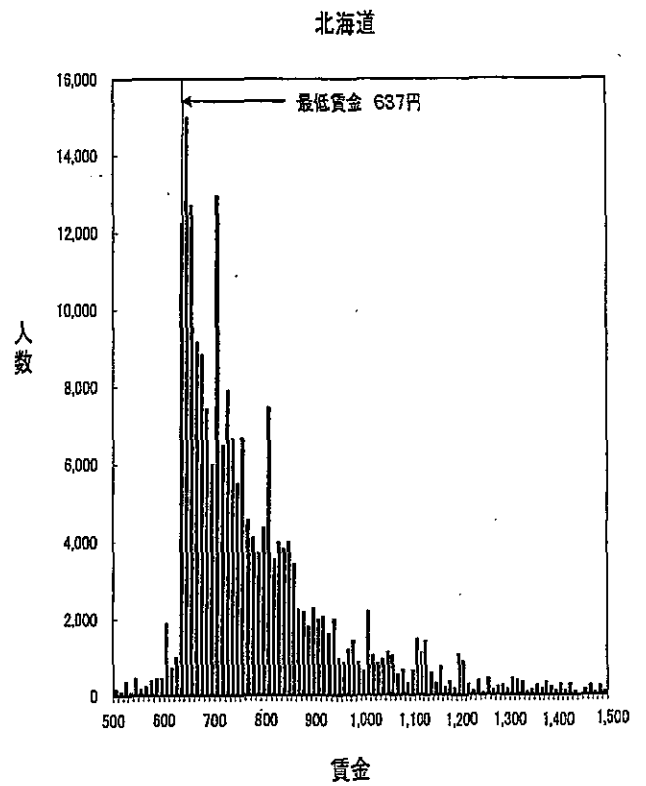
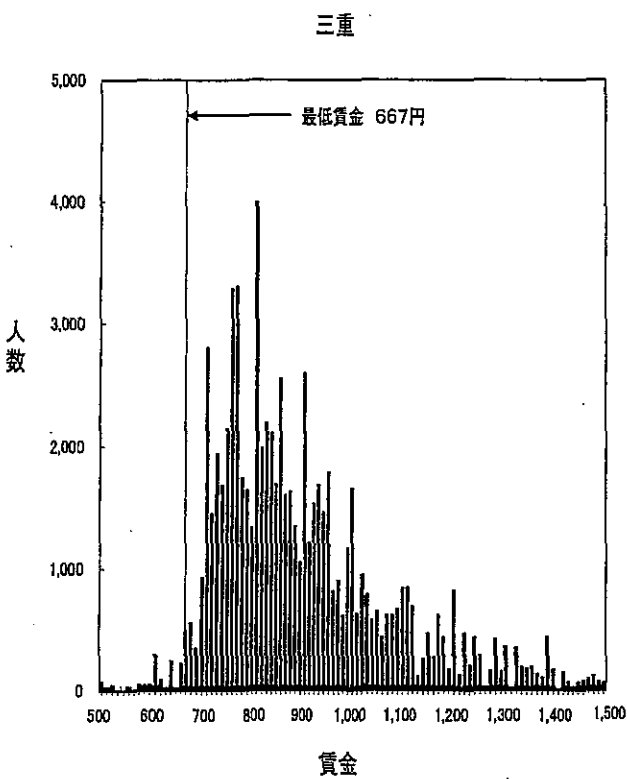
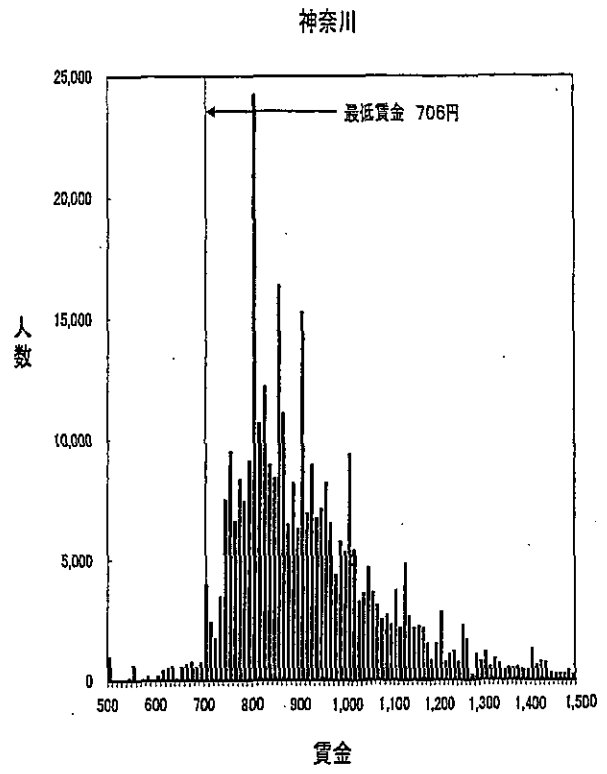
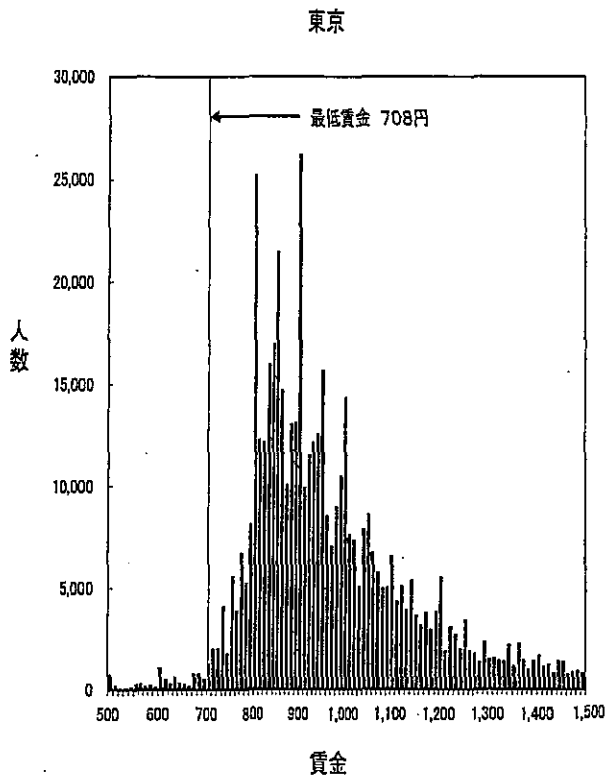
沖縄



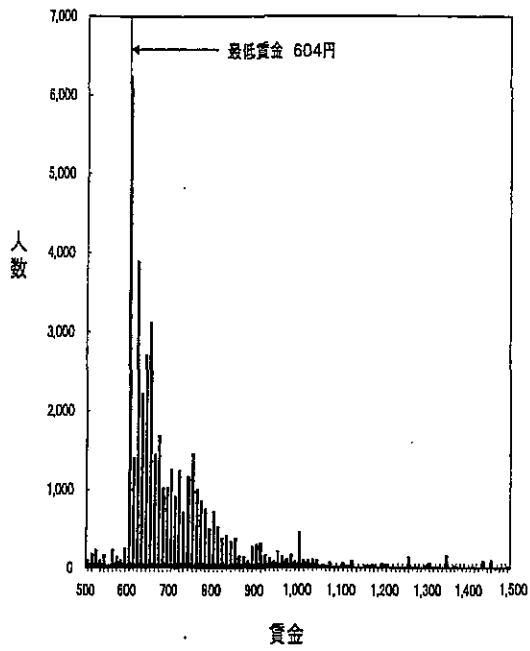
注) 500円未満及び1,500円以上の賃金分布は省略。
(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成15年) 特別集計 ((独) 労働政策研究・研修機構)

パートタイム労働者の賃金分布

主な都道府県



沖縄



資料出所：平成 15 年賃金構造基本統計調査特別集計（労働政策研究・研修機構）

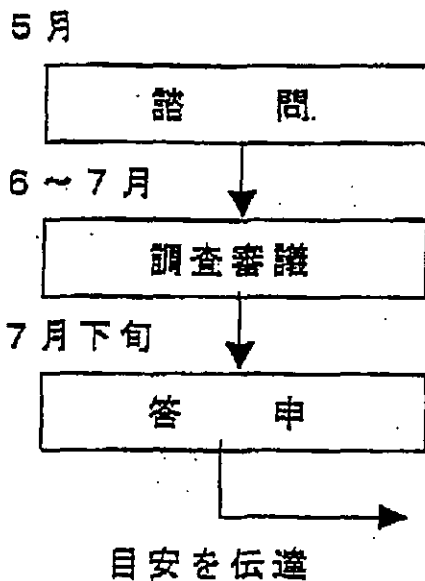
（注 1）500円未満及び1500円以上の賃金分布は省略している。

（注 2）パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者をいう。

最近の地域別最低賃金額の改定の流れ

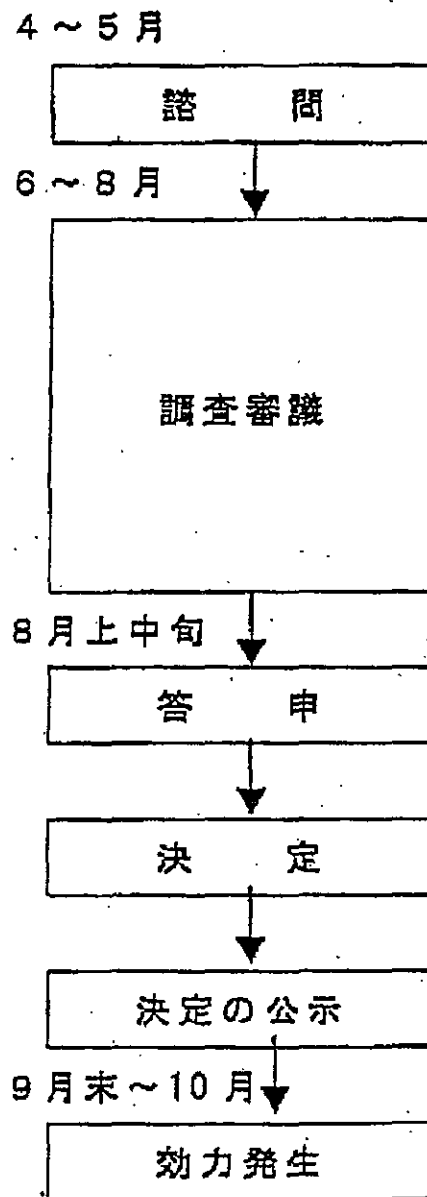
中央最賃審議会

<目安審議>



地方最賃審議会

<地域別最賃審議>



地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安						② 時間額による目安				
	平成 8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
引上げ率(%)	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	—	0.0	—	0.4	注4
Aランク	108	116	97	49	44	38	}	0	}	3	4
Bランク	103	110	92	47	42	36				3	4
Cランク	99	106	89	45	40	35				3	3
Dランク	93	100	84	43	38	33				2	2

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分したものの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

4 平成18年度の目安は、基本的には各ランク0.5%の引上げ率とする考え方を踏まえつつ、ランクごとの経済実態に大きな相違があるといった特殊事情も踏まえて総合的に勘案したものである。

最低賃金法の一部を改正する法律案の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

最低賃金法の一部を改正する法律案（平成十九年三月十三日閣議決定） 新旧対照条文（抄）

○最低賃金法（昭和三十四年法律第百二十七号） （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地域別最低賃金の原則）</p> <p>第九条 ※一項は省略</p> <p>2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p> <p>3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。</p>	<p>（最低賃金の原則）</p> <p>第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。</p>

生活保護制度の概要

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

① 資産、能力等をすべて活用することが保護の前提

- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・扶養義務者からの扶養
- ・年金、手当等の社会保障給付 等



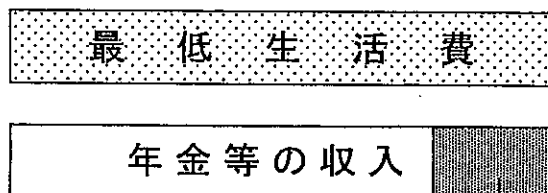
◇保護の開始時に調査

(預貯金、扶養義務者の状況及び扶養能力、年金、手当等の額、傷病の状況等を踏まえた就労の可否等)

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- ・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。
預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを使い尽くした後に初めて保護適用となる。

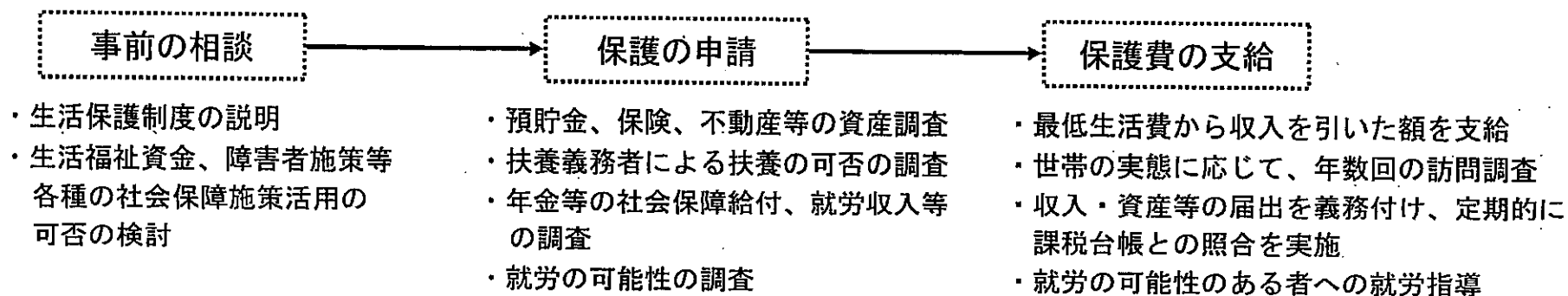
自立の助長

- ・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査
- ・就労の可能性のある者への就労指導、病院入院者の在宅への復帰促進 等

○ 生活扶助基準の例 (平成19年度)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	167,170円	130,680円
高齢者単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,940円	94,500円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	174,540円	140,090円

○ 生活保護の手続



○ 保護の実施機関と費用負担

- 都道府県(町村部)・市(市部)が実施。
- 都道府県・市は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- 保護費については、国が3/4、地方自治体が1/4を負担。

最低生活費の体系

- 最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。

